

2010 年春季闘争の基調

I. 「雇用の安定と生活維持・向上」のための『総合的な労働条件改善闘争』との位置づけのもと取り組みます。

2010 年春季闘争については、経済・社会や産業・企業実態等のとりまく環境を踏まえるなかで、「雇用の安定と生活維持・向上」を基本に、『総合的な労働条件改善闘争』と位置づけ、「2009 年度運動方針補強」に基づき取り組みます。具体的には連合・JC 方針を踏まえ、世間動向や産業実態等を十分に勘案し、「雇用」「賃金」「年間一時金」「退職金引き上げ」「ワーク・ライフ・バランスの実現」「労働諸条件の改善」および「生活環境の改善と産業政策の実現」など、全電線の主体性のもとに進めていきます。

1. 雇用の維持・確保について継続的な取り組みを進めます。

- (1) 雇用の維持・確保を最優先すべき最大の課題と位置づけ、組合員の雇用安定に向けて、継続的な取り組みを推進していきます。
- (2) 雇用の維持・確保に向けて、日常からの経営対策と労使協議体制のさらなる充実を図っていきます。

2. 定期昇給をはじめとする賃金構造維持分の確保に取り組みます。

- (1) 生活維持などの観点から、「定期昇給をはじめとする賃金構造維持分の確保」を図っていきます。なお、賃金制度上における諸課題も含め、実態に応じて条件の整う単組については、「賃金改善」に取り組むこととします。
- (2) 賃金構造維持分が制度上で確保されていない単組の産業・規模間格差については、連合「中小共闘」における取り組み指標（4,500 円＋500 円以上）を参考とします。
- (3) 単組の主体的な取り組みのもと、公平・公正な賃金制度の整備・確立を図るとともに、年齢別最低保障賃金について検証を含めた取り組みを行います。
- (4) 初任給については、個別賃金強化の観点から、賃金管理の出発点であることを重視し、18 歳高卒正規入社者初任給に取り組みます。
- (5) 企業内最低保障賃金については、18 歳の位置づけで協定化を図るとともに、到達闘争として 154,000 円以上に引き上げます。
- (6) JC 共闘として「JC ミニマム(35 歳)210,000 円」の取り組みを推進します。

3. 年間一時金は、「生活保障部分（固定部分）」と「成果反映部分（変動部分）」の2つの要素に基づき要求し、平均方式は年間5ヵ月中心とします。

- (1) 「改訂 全電線中期基本政策」に基づき、「一時金は生活水準の維持・向上を図るための年間賃金の一部である」との考え方を堅持するなかで取り組みます。
- (2) 「生活保障部分（固定部分）」と「成果反映部分（変動部分）」の2つの要素に基づき各単組において要求を設定します。
- (3) 最低保障方式における要求基準については、「各人の支給において確保すべき水準」との位置づけで、「産別ミニマム基準」として4ヵ月とします。
- (4) 平均方式で要求する単組においては、「生活保障部分（固定部分）」と「成果反映部分（変動部分）」を併せて5ヵ月中心とします。

4. 退職金引き上げは、1,600万円以上の到達闘争とします。

- (1) 安定した老後生活保障の確保を最重点とする「社会保障の補完的給付」の位置づけを基本とし、定年退職金を中心に全体水準の引き上げに向取り組みます。
- (2) 具体的には、到達方式による取り組みとし、「中卒・勤続35年・60歳」の定年退職金の到達水準を1,600万円以上とします。
- (3) 企業年金制度の充実に向け、十分な労使協議を行うなかで取り組みを進めます。

5. ワーク・ライフ・バランスの実現に向けた取り組みを推進します。

- (1) 労働時間短縮については、「全電線中期時短方針」における到達目標の早期達成に向けて積極的に取り組むとともに、早急に年間総実労働時間1,900時間台の実現をめざします。さらに労働時間の管理・徹底については、具体的な対応策が図られるよう、日常の労使協議も含めて取り組みを強化していきます。
- (2) 長時間労働是正・時間外労働の削減に向けて、実効性のある取り組みを行うとともに、長時間労働是正の実効ある施策の一つとして、連合・JCの方針を踏まえ、時間外労働割増率の引き上げに取り組めます。また、労働基準法改正への対応については、月60時間超の時間外労働算定対象時間を『労働基準法改正に関する全電線の基本的考え方』に沿って、法定内・外を問わず休日を含むことを基本に取り組んでいくこととします。

- (3) 仕事と家庭の両立支援を図るための「次世代育成支援対策推進法」への対応については、引き続き行動計画における実施状況のフォローを行なっていきます。また、育児・介護休業法の改正主旨を踏まえ、協定締結を行なう際には、すべての労働者が制度の対象となるよう活用促進に向けた実効性ある取り組みを行うこととします。

6. 労働諸条件の改善について取り組みます。

- (1) 60歳以降の雇用確保については、就労希望者全員の雇用確保を基本に取り組みを進めるとともに、年金満額支給年齢まで安心して働き続けることのできる環境整備の取り組みを進めるとともに、企業内最低賃金協定以上の水準を確保する取り組みを進めます。
- (2) 非正規労働者への対応に向けた労使協議の充実を図るとともに、組織化に向けた対応を進めていきます。
- (3) 安全衛生体制の強化を図るとともに、労働災害特別補償については、業務上・通勤途上とも現行水準が世間対比で一定の水準ではあるものの、先行している産別もあることから、JC方針を踏まえながら取り組みを進めていきます。

II. 生活環境の改善と産業政策の実現に取り組みます。

- (1) 「ゆとり・豊かさ」の実現に向けては社会政策に基づく生活環境の改善と産業政策強化の重要性を認識するなかで、社会保障制度改革や税制改革をはじめとした諸課題について、連合・JCの取り組みとの連動性を強く意識し、構成組織の一員として積極的に参画していきます。
- (2) 全電線としての政策諸課題の実現に向けた具体的な活動としては、全電線・産業政策・社会政策検討部会「当面の政策・制度実現に向けて」を踏まえ、連合・JC、関係諸機関への展開など、幅広い取り組みを推進していきます。

III. 産別自決を基本に全単組が一体となった闘争を推進します。

- (1) 連合・JCの戦術や全体的な春闘動向を踏まえつつ、産別自決を基本として、各単組の自力・自決体制を強化するなかで、全単組が一体となった闘争を推進していきます。
- (2) 産業別統一闘争の充実・前進に向けて、諸情勢の把握・認識に努め、より充実した労使交渉・折衝を展開していきます。
- (3) 具体的な闘争戦術については、十分な組織論議のもと意志統一を図っていきます。